

|           |  |
|-----------|--|
| 議案第 2 2 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について   |
| 総務課       | 国民の救済制度の拡充・拡大の観点等から抜本的に見直された行政不服審査法の全部改正に伴い、同法を引用する関係条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。   |
| 内 容       | <p><b>【関係法令】</b> 行政不服審査法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【改正趣旨】</b><br/> 行政庁の処分に対する不服申立て制度に関して一般事項を定めた行政不服審査法が、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済制度の拡充・拡大の観点から、昭和 37 年の制定以来 50 年ぶりに抜本的に見直され、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。</p> <p><b>【主な改正概要】</b></p> <p>(1) 不服申立構造の見直し<br/> ア 「異議申立て」<b>手続を廃止</b>し、不服申立ての種類を原則として「<b>審査請求</b>」に一元化、例外として個別法の特別の定めにより「再調査の請求」や「再審査請求」を認めた。<br/> イ 審査請求期間を <b>3 箇月に延長</b>した（現行 60 日）。</p> <p>(2) 審理・採決の公正性の向上<br/> ア 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う「<b>審理員</b>」<b>制度を導入</b>しました。<br/> イ 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする「<b>行政不服審査会等</b>」への<b>諮問手続を導入</b>しました。</p> </div> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 行政不服審査法の引用条項の移動に伴うもの<br/> ① 一般職の職員の給与に関する条例<br/> (2) 不服申立て制度を「審査請求」に一元化することに伴うもの<br/> ② 三田市市税条例<br/> ③ 三田市消防団員等公務災害補償条例<br/> ④ 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例<br/> (3) 第三者機関「三田市行政不服審査会」を設置することに伴うもの<br/> ⑤ 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例<br/> ⑥ 三田市附属機関の設置に関する条例<br/> (4) 関係法律である個別法の改正に則した規定の整備を行うもの<br/> ⑦ 三田市固定資産評価審査委員会条例【地方税法】<br/> ⑧ 三田市行政手続条例【行政手続法】<br/> ⑨ 三田市個人情報保護条例【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律】<br/> ⑩ 三田市情報公開条例【行政機関の保有する情報の公開に関する法律】</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p> |